

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		新座市老人福祉センターの利用許可
根拠法令及び条項		新座市老人福祉センター条例第9条第1項 (利用の許可) 第9条 センターを利用しようとするものは、管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 略
所管部課係名		いきいき健康部長寿はつらつ課元気増進係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>条例第9条第2項各号に該当する場合を例示すると、次のとおりとなる。</p> <p>(1) 高齢者の各種相談、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの供与等の事業を阻害するおそれのある利用をしようとするとき。</p> <p>(2) 定員を超える利用のとき。</p> <p>(3) 当該利用により建物や付帯設備等をき損又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる使用をする場合であって、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) 過去において施設管理上の指示に従わなかった等施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。</p> <p>(6) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。</p> <p>(7) その他上記(1)から(6)に準じると認められるとき。</p>
	参考事項	管理上必要があると認められるときは、利用許可に必要な条件を付け、又は必要の都度利用に関する指示をすることができる。(第9条第3項)
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)